

平成27年度 第1回 ひたちなか市総合教育会議 会議録

- 1 日時 平成27年10月6日(火)
開会：午後1時30分 閉会：午後3時41分
- 2 場所 ひたちなか市役所第3分庁舎 防災会議室2
- 3 出席者 (構成員)
- | | |
|----------------|---------|
| ひたちなか市長 | 本 間 源 基 |
| ひたちなか市教育委員会 | |
| 教育長 | 木 下 正 善 |
| 教育委員(教育長職務代理者) | 小田島 俊 夫 |
| 教育委員 | 石 田 厚 子 |
| 教育委員 | 沓 澤 久美子 |
- (事務局等)
- 市長部局
- | | |
|---------|---------|
| 総務部長 | 小 池 洋 |
| 参事兼総務課長 | 高 田 晃 一 |
| 総務課長補佐 | 出 澤 慶 蔵 |
- 教育委員会事務局
- | | |
|---------|---------|
| 教育次長 | 根 本 宣 好 |
| 参事兼指導課長 | 関 口 拓 生 |
| 施設整備課長 | 澤 畠 恵 一 |
| 学務課長 | 箱 崎 勝 子 |
| 青少年課長 | 堀 江 貴美代 |
| 総務課長 | 岩 崎 龍 士 |
| 総務課係長 | 狩 谷 智 則 |
| 総務課主幹 | 黒 澤 一 彦 |

4 会議概要

○開会

小池総務部長：只今から、第1回総合教育会議を開催いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます。総務部長の小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様もすでにご承知おきのとおり、平成27年4月1日より法改正が行われました。この法改正におきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地

方教育行政における責任体制の明確化，迅速な危機管理体制の構築，地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化，地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改正が行われたところでございます。このことから，ひたちなか市におきまして，「ひたちなか市総合教育会議」を開催し，教育のあり方について市長と教育委員会で協議を進めていくというものでございます。

なお，この会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより，原則公開とさせていただきます。また，本日は教育委員の西野委員が急用のため，欠席となりましたのでご報告いたします。

○あいさつ

小池総務部長：それでは，まず開会にあたりまして，本間市長よりご挨拶申し上げます。

本間市長：皆様お忙しいところご出席いただきありがとうございます。また，教育委員の皆様方には日頃からお世話になっております。

今回，地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されましたが，その背景については既に皆様方をご承知のことと思えますし，社会的，世間的にも教育委員会制度改革に関してはある程度の認識がされているものと思えます。しかしながら，教育行政と言いましても，学校教育，教育課程の取組み内容そのものと，児童生徒に影響を及ぼすような社会全体の問題や学校・社会とのかかわりについては，一線を画してできるという状況でもなく，また，そういう問題ではないと私は思っております。

今まで教育委員会の中でいろいろ議論されてきたわけですが，今日の社会情勢，経済情勢においては，教育委員会というその範囲の中での議論や対応だけで解決すること，問題に向けて取り組むことが難しい面が実際に出てきております。また，その問題についても事実と異なった形で報道等がなされていることも実際にあります。ですので，こうした問題については，冷静に受け止め考えなければいけないと思っております。

本来，学校教育のあり方については，政治的中立性が保たれることが好ましいわけです。誰もが小・中学校に通ったことがありますし，子どもがいれば学校とのかかわりは出てきますし，何らかの教育に対して意見をするというのは，割と気軽に手軽に出来る側面があるわけでありまして。やはり学校の先生方の教育現場はプロの資格をもった方がおられるわけですから，そう簡単に評価したり，素人的な物言いで問題が解決するとは思っておりません。市町村長はその役割というものをしっかりわきまえて対応すべきだと思いますし，基本的に教育委員会は従来どおりの合議制によって方向性が定められていくべきものと思っております。

学校現場など教育委員会が所掌すると思われているこのフィールドでは，対応できない問題が少なからず出てきております。こうした問題は，市全体の問題でもありま

すので、地域の問題として向き合っていく、そういう論議を総合教育会議でやっていきたいと思っております。

私なりの総合教育会議に対するお話をさせていただきましたが、教育については十人十色の考えがあり意見が出やすいものですから、しっかりとしたぶれない軸を確保して、力を合わせて取り組むことが必要でありますし、教育委員会は、これまでの合議による仕事の進め方を基本にしつつ、その中だけでは対応が困難な問題についてはぜひ市長部局に対し、問題提起していただきたい。いろいろな課題や問題に応じて、総合教育会議を適宜開催してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小池総務部長：続きまして、木下教育長からごあいさつをお願いします。

木下教育長：教育委員会制度改革の一つであります、総合教育会議が、本日、開催されるに至りましたこと、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

私たち教育委員会事務局では、施策を執行していくにあたりまして、教育委員の皆様から幅広い地域住民の意向を踏まえたご意見をいただき、信頼を得られる教育行政が展開できるようにしていくことが大切であると認識しております。

レイマン・コントロールという考え方に立つ運営は、従来と変わりませんので、今後とも本市の教育に関しまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、将来を担う子どもたちが、生き生きと学ぶ環境を作り上げていくためには、市長をはじめ、教育委員の皆様方、多くの関係機関の皆様方のご支援がなければ、信頼のある教育行政を展開していくことはできません。

本日は、教育行政の指針となります「教育の大綱」の内容について、また、現在の学校教育の中で課題となっておりますことにつきまして、問題提起させていただく予定となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

小池総務部長：ありがとうございました。それでは、本日最初の会議でございますので、総務部事務局職員の紹介をさせていただきます。

(総務部長、総務課長、総務課長補佐の紹介)

○議題 (1) ひたちなか市総合教育会議について

小池総務部長：それでは、議題に移らせていただきます。

まず、(1) ひたちなか市総合教育会議について、説明をお願いいたします。

事務局：それでは、既にご承知のことと存じますが、総合教育会議について、ご説明させ

ていただき、その後、協議題についてご確認いただきたいと思います。

資料「総合教育会議の制度概要」に沿ってご説明いたします。

1 会議の設置、構成員等

総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ろうとするものであります。

会議の構成員につきましては、地方公共団体の長及び教育委員会で構成することになっております。必要に応じて、関係者又は学識を有する者から、当該協議に関して意見を聴くことができるとされております。

会議は、地方公共団体の長が招集するものとしており、また、教育委員会から協議する必要がある場合は、総合教育会議の招集を求めることができるとされております。

2 調整の結果の尊重義務

会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならないとされております。

3 会議の公開と議事録の作成公表

会議は個人の秘密を保つ必要や会議の公正が害されるおそれがあると認めるときを除き公開することとされております。

4 その他

総合教育会議の運営に関して必要な事項については、総合教育会議が定めることとしております。

事務局：続いて、総合教育会議の協議題についてご説明いたします。協議題は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、

①大綱に関すること

②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること

③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること

以上の3つに区分されます。

①につきましては、本市の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものを大綱として策定するため、協議を行うものとされております。

②につきましては、制度上想定されるものとしまして、学校施設等の整備など教育条件整備に関する施策に関して市長部局と教育委員会が調整することが必要な事項、

また幼児教育・保育のあり方やその連携など、市長部局と教育委員会の事務との連携が必要な事項が協議題として挙げられております。このうち、本市における協議題としては、次のような形で整理させていただきました。

- ・いじめ問題の未然防止に関すること
いじめ問題の現状やいじめ問題への対応など
- ・生徒指導上の問題に関すること
不登校問題の現状、非行、居所不明など生徒指導上の諸問題など
- ・学校の適正規模・適正配置に関すること
学校の統廃合にかかる事案など
- ・小中一貫教育校の設置について
- ・学校の耐震化について
- ・公立幼稚園のあり方に関すること
公立幼稚園の再編整理や、幼稚園・保育所の連携など
- ・障害児への支援に関すること
特別支援教育及び障害児の現状、学校介助員の配置など
- ・学童保育について
公立学童クラブの運営、その利用人数や待機児童の状況など
- ・その他
市長部局と教育委員会の連携が特に必要とされる事項

③につきまして、制度上は想定される協議題として、いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合や、災害の発生、あるいは犯罪の多発により生命又は身体に深刻な被害が及ぶような事例が挙げられております。このうち、本市においての協議題としましては、次のように整理させていただきました。

- ・いじめによる事故等への対応
- ・感染症の蔓延や食物アレルギーによる事故防止
- ・犯罪に巻き込まれる恐れのある事例
- ・災害の発生に伴う事例など

説明は以上でございます。

小池総務部長：只今の説明につきまして、皆様何かご意見等ございますでしょうか。

(質問、意見なし)

小池総務部長：ご質問等がないようですので、協議題につきましては、資料のとおりとさせていただきますと思います。

○議題 (1)「ひたちなか市教育の大綱(案)」について

小池総務部長：続きまして、(2)「ひたちなか市教育の大綱(案)」について、協議させていただきます。今回策定を協議します教育の大綱につきましては、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされております。総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整いたしまして、市長が策定するということとされております。

説明をお願いいたします。

事務局：(「ひたちなか市教育の大綱(案)」を読み上げる。)

木下教育長：大綱をまとめるにあたりましては、現在の本市の教育課題を洗い出しまして、市長部局(総務部)と教育委員会とで検討を重ねてまいりました。この検討の結果まとまりましたものが、今回提出の大綱となっております。検討の過程におきまして、教育委員さん方にもご意見を伺ってまいりましたが、その後も、市民にわかりやすい文言で表記することを念頭に、さらに修正を加えました。この大綱に掲げております6つの基本施策について、ご説明させていただきます。

1 確かな学力を育む教育の充実

義務教育段階の子どもたちの教育におきましては、基礎的・基本的な学力がしっかりと身に付くように指導することが大切です。特に、自ら学び、考え、判断し、表現や行動ができる力(主体的な学習態度)を育成したいと考えております。

指導に当たりましては、教師が、教科書をもとに教えることは重要ですが、その指導とともに、五感を生かして体験的に学ぶ時間もしっかりと位置づけ、確保することが大切であると考えます。

同時に、わかる・楽しい授業を支える教師の指導力や資質の向上も大切でありますので、そうした点を述べております。

2 豊かな人間性を育む教育の充実

豊かな人間性は、「生きる喜び」を感じながら生活することの中から育成されるものと考えております。学校現場においても、感動や笑顔が広がっていくような実践が積み重ねられることが、特に大切であると考えております。

現在、いじめや不登校など、生徒指導上の課題や、家庭、地域のどこにも心の居場所がない児童生徒の存在がございます。行政も一体になって、その解決を目指していきたいと考えております。

学校だけでは解決できないことが数多くありますので、家庭やPTA、子ども会、自治会との連携を図りながら、豊かな人間性を育成してまいりたいと思っております。

3 健やかな体と命を守るための教育の充実

心と体の健全な育成は、大きな課題です。自然体験やスポーツに親しむ機会を増

やして、たくましい心と体を育成していきたいと考えております。

東日本大震災で、地震や津波、原子力災害から身を守るための危機回避能力の育成が、これまで以上に求められることになりました。また、悲しい交通事故も起きております。かけがえのない命を守り抜くために必要な教育を推進していきたいと思っております。

4 郷土愛に満ちた国際人の育成

自分たちが住むふるさとのよさを体感していかなければ、ふるさを心から愛することはできません。ひたちなか市の豊かな自然や優れた産業、文化や歴史を学ぶことから、よさを体感し、ふるさを愛する心を育ててまいりたいと思っております。

また、しっかりとした基礎・基本の学力を身に付け、ふるさとのよさを体感しながら、世界にはばたく国際人を育成していきたいと考えております。

5 時代の変化に対応した学校の創造

最近、学校と学校との間に生じている成長過程の課題が指摘されております。小1プロブレム、あるいは中1ギャップと呼ばれる課題です。

本市では、こうした課題に積極的に取り組んでいくために、幼児教育と小学校、小学校と中学校の連携をさらに強化していきたいと考えております。

また、少子化に伴い、小規模化が進んでいる学校につきましては、統廃合を検討してまいります。さらに、地域の実情に応じて小中一貫教育の導入も検討してまいりたいと考えております。

6 質の高い教育環境の整備・充実

学校施設の耐震化を計画に従い着実に進めるとともに、学校内の環境を整備しまして、安全な環境のもとで快適な学校生活が送れるようにしたいと考えております。

また、授業内容の質や、指導の技法を高めるために、教育効果の高い教材を整備・充実させるとともに、先進的な研究の成果を検証しながら、ICT 機器等を計画的に整備したいと考えております。

以上のような考えをもとに、本市の今後5年間の教育施策として定めたいと考えているところでございます。

小池総務部長：ありがとうございます。只今、木下教育長から説明がございました。皆様方からご意見等ございましたら、お願いいたします。

小田島委員：私の方から何点かお話ししたいと思います。この度は本間市長さんとともに、総合教育会議という場で意見を交わす機会をいただき、大変貴重なことと感じております。今後、定期的に総合教育会議を開催いただきまして、ひたちなか市の教育が充実、発展されますようにぜひお願いしたいと思います。

只今、木下教育長から説明いただきました教育の大綱については、基本的に今日まで協議を重ねてまいりました内容でありますので、それぞれの項目ごとに細かく対策を練り上げていくことになるか、と思います。

その中で、「1 確かな学力を育む教育の充実」について、私の見解を述べさせていただきますと、基本的な学力をしっかりと身に付けておくこと、これは学校教育の根幹にあたる部分だと思えますし、そのための方法的なものは現在進めているわけですが、試行錯誤を踏まえながら実行し、日本の伝統的な教育方法ということもしっかり持っていなければいけないと思います。新たな ICT 教育の動きを取り入れて、あるいは現代社会のなかで読書離れなども指摘されておりますので、その中で図書館教育なども学力充実、教育充実のための取組みとして、カギになってくるのかな、と感じております。児童生徒の実態を確実に把握しながら、たゆまず努力していかなければいけないと思います。

次に、「2 豊かな人間性を育む教育の充実」というのは、ある意味、学力の向上と密接な関係がある、と言えるのではないかと、思います。いじめ・不登校などの大きな問題に惑わされることなく、安心して学校で教育を受けられる体制、しっかりと学力を保障してくれる環境の中で学力は確実なものとなってくると、思います。そのためにも、家庭や地域の協力をいただきながら、そうした環境の中で子どもたちを育ていくことが、今後ますます重要視されてくるものと思えます。

「3 健やかな体の育成と命を守るための教育の充実」につきましては、別の面から考えますと、現代社会の多様化を反映しているのか、ここ数年、マスコミの事件報道に目を向けてみますと、中学生の殺害事件、あるいは女子高生の「生きている価値がない」と訴えるなかで殺害を依頼した事件など、非常に残酷な事件が続いております。大切な命を守ることと、かけがえのない命を大切にする意識というものが、現代社会の中で希薄化しているように感ずるわけであり、ます。現在、教育の中で進めていく中において喫緊の課題であると思えます。また、先ほど教育長の説明の中で「“2 豊かな人間性を育む教育の充実” の中でも心の居場所づくりの基本的な考えの中に、かけがえのない命を大切にするという視点から、心の居場所づくりに努めていく」というお話がありましたが、教育の一環として今後力を入れていかなければならない、と感じております。

それから「5 時代の変化に対応した学校の創造」においては、本市としまして小中一貫教育の導入に向けて検討を進めていくわけですが、地域の皆さんの考えを慎重に聴いていくこともまた大切なことです。小中一貫教育によって学校教育における問題全てを解決できるとまでは言えませんが、小中学校の円滑な連携を促し、小1プロブレムや中1ギャップの解消に大きな影響を与えることは確かなことです。学校生活の活性化につなげる意味でも、ぜひ積極的に進めていくべきことと考えています。

小池総務部長：他に何かご意見等ございますでしょうか。

本間市長：先ほど木下教育長から説明いただきましたけれども、大綱はどの程度のものを大綱にしたら良いのか、ということも予め協議させていただきました。当初、基本施策については現在作成中の「学校教育振興基本計画」を大綱に置き換えられないか、というような協議を受けましたけれども、かなり個々の施策にわたるものでありますし、技術的な問題・効果の問題を検証しつつ、現場で検証していただければ良いのではないかと、それに応じて予算措置等もありますので、いろいろな機会に議論もできると思っております。従いまして、基本的な方向でこれらの目指すべき対策・準備のあり方の骨格をまとめて確認させていただければ良いのでは、ということで理解させていただきましたから、大綱に書かれております内容について、特に私としては異論はありません。ただ、進めるにあたって方法論、突き当たっている問題などについては、それぞれ話し合いをして進め方など共有すれば良いのでは、と思っております。

小池総務部長：石田委員から何かありますか。

石田委員：今まで話し合ってきたことは入っておりますので、特に加えたいところはありません。

小池総務部長：沓澤委員から何かありますか。

沓澤委員：私も特に加えたいところはありません。この大綱に書かれていることは非常に素晴らしいと思いますし、保護者として、このような大綱があるということを守護者も理解していくことが大事ではないかと感じました。

小池総務部長：皆様方よりご意見いただきまして、全体的にこの大綱については、原案で概ね了解いただいていると思います。大綱をこの形で制定となりますと日付を入れることとなりますが、日付については本日付で制定ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、原案どおり制定させていただきたいと思っております。以上で議題の方を終了いたします。

○協議（交通安全対策について）

小池総務部長：続きまして、協議に入らせていただきます。協議につきましては、教育委員会で教育の現状についての報告、さらには先ほど説明いただきました協議題の中からいくつか問題提起したいことがある、ということですので、木下教育長より説明を

お願いいたします。

木下教育長：最近の教育課題の中から、まず始めに交通安全対策につきまして問題提起をさせていただきたいと思います。

過日、(9月25日早朝)交通事故が発生しまして、将来のある女子中学生が亡くなりました。心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、どのようにして、このような悲しい事故を防いでいったらよいか、教育委員会といたしましても、極めて深刻に受け止め、対応を探っているところでございます。

当日は、新人戦が行われるということで、友達と普段より早い時刻に学校に向けて出発し、国道6号線を自転車で横断中に事故に遭ったと報告を受けております。ヘルメットを着用し、青信号で渡り終えようとしたところで、左から進行してきた軽乗用車にはねられた事故でございました。命を奪う事故は、家族や学校の友人、担任にとっても、胸が張り裂ける思いであると思えますし、こうした悲しい事故は二度と起きてほしくありません。

学校では、こうした悲惨な交通事故が起きないように指導をしてはおりますが、道路交通法のきまりを遵守しているにも拘らず、事故が起きる現状にあります。「危険回避能力」を育成していくとともに、「飛び出し」が多い現状を踏まえ、真剣に対応していかなければならないと認識しております。

皆様方からご意見いただければ、と思います。

小池総務部長：交通安全対策ということで、今回の交通事故に対しての意見、また全体的な交通安全対策についてどのようにしていけばよいのか、を含めて、ご意見等をお願いしたいと思います。

石田委員：国道6号線を自転車で渡ること自体、すごく怖い印象がありますが、例えば歩道橋にスロープがあれば自転車を押して向こう側に安全に渡れるのでは、と思いますが、それも実際には難しいのでは、と感じています。

本間市長：事故の原因はまだ発表されていないのだろうか。

事務局：警察では詳しい状況について、発表しておりません。証言によれば、車はかなりのスピードを出して信号無視で走ってきたようですが、原因はまだわかっておりません。

本間市長：この事故で非常に気になるのは、信号の配置に問題があるように思う。事故現場には、非常に短い間隔で信号は2つ設置されているので、どちらか見落としやすいこともある。信号無視と言っても、運転手から見て手前が青信号で、その先が赤信号

だった可能性はないだろうか。非常に捉えづらいが、現実としてどうだったのかは気になるところである。

また、横断陸橋の下に自転車横断帯があること自体も問題と思われる。普通に考えて、横断陸橋がある下を歩行者や自転車が通行するという予知や想定はしづらい。居眠り運転であれば論外だが、そうでなければ注意を払う条件としてかなり問題があるように思う。

信号機もこれだけ近い距離に2つ設置されていますが、設置して30～40年経過していると思いますし、今更ということかもしれませんが、事故が起きてからでしか、こういった話ができないのが非常に心苦しい。この信号の接近を何らかの形で解消するか、もう横断陸橋の下の横断はさせないこと、これも経緯を調べればわかると思いますが、過去に「自転車は通行させてほしい」といった要望があった可能性も否定できない。横断陸橋の下に歩行者や自転車を横断させるのは極めて危険ではないか、という視点で今後警察とよく協議をして改善を図らなければならない。想像するに、工場の正門側なので工場に出入りする車両があって、そのため信号が設置されているわけですが、反対側の津田方面に入っていく道路は一般の人が利用し、それは非常に近い位置関係になっておりますので、この環境状況について見直すべきだと思いますし、市長としてもこの会議を通じて提案をすべきであると思います。

こういった危険箇所というのは他にもあるだろう、ということも含めて、今までこういう事故があったのか、生活安全課を通じて過去の交通事故の履歴などを確認しないといけない。自分で運転された方はわかると思いますけど、手前の信号を見落とし先方の信号を見て判断する可能性もありますし、その逆のパターンも考えられるわけです。法令遵守しているにも拘らず起きる事故の防止というのは、想像力の問題でどういふケースでこういう事故が起こるかを考えなくてはならない。人間のやっていることですから、こういうケースもある、という形で想像力を働かす一つのサジェスションも必要かと思います。

通学路の交通状況や、身の安全をどうやって確保していくかについては、今までも何らかの形で取り組まれてきたと思いますが、こういう事故が起きることに対してどういふメッセージを子どもたちに伝えるか、ということについては、今後検討されることになるかと思いますが、ほかに、危険箇所や改善が必要な箇所をどのくらい学校で把握しているのか、についても、まとめてもらった方がいい。

ところで、その後の学校や生徒への対応は、どのような状況になっているのか。

事務局：事故当日は新人戦があり、夕方になってこの事故を聞き、特に同学年の生徒たちはかなり心を痛めており、翌日もずっと気になって集中できない生徒も何人かいたと聞いております。亡くなった生徒の通夜は、放課後に保護者同伴で1000人近い参列があり、かなりの生徒が気丈にふるまっておりました。学校においてもスクールカウ

セラーを配置して個別面談など支援に取り組むとともに、教職員を対象とした研修などを行っている状況です。

本間市長：児童生徒が死亡する事例は毎年1件くらいあるのか。

事務局：例年ですと年1件まではありませんが、今年は1月に中学生が1名交通事故で亡くなっております。

本間市長：先生方の子どもたちに対する対応というのも、そんなに経験があるわけはないと思いますし、あるという前提の中で対応を考えなければいけないので、大変だと思う。

沓澤委員：事故のあった横断帯は、その後は通学で使わないようにしているのですか。

事務局：教員が立哨を行い使っています。以前からここを横断していたのですが、道路交通法改正によって、歩行者と自転車が通れる歩道を通行するようになりましたが、反対側から来た歩行者とぶつかった場合に責任を問われるので、車と同じ方向を走行するよう指導していたと思います。このため、刑務所側の歩道を通す、という考えはなかったと思います。

木下教育長：市内における通学路安全点検の状況については、平成24年に京都府で登校中の児童の列に暴走した車が突入した事故が起き、大きな社会問題となったことを契機に、本市においても通学路の安全点検のため一斉に調査を開始しました。以後、平成26年までの3年間で、159箇所の対策必要箇所を決めまして、その危険箇所を市教育委員会、市道路管理課、市生活安全課、県常陸大宮土木事務所、警察署の5機関がその現場を見て、対策を検討してまいりました。現在も、新たに88箇所の危険箇所がありますが、これについても担当課で確認して、どのようにすれば安全に登校できるようになるか、検討しているところです。なお、今回事故が起きた場所については、この中に含まれておりませんでした。

このほか、県の交通安全対策アドバイザー制度を活用しながら危険箇所を見てもらうことも大事だと思いますし、事故の原因が解明されることを祈っているところです。

本間市長：今回事故のあった場所がリストに入らなかった、というのはある程度想像できる。運転手から見て危ないというふう感じられるか、横断陸橋があって、おそらく通勤時間は大勢の人が横断しているのではないか、だから安全な受け止め方をされていたのかもしれない。運転手側の心理からすると横断陸橋の下に人や自転車がいると

いうのは想定しにくいし、手前の信号と先の信号のどちらかを見落とした可能性もある。これは、子どもや学校など、歩いている側からはわかりづらいケースだと思いませんし、かといって、新たに信号をつけることもいろいろな制約があって現実的に難しいと思います。

小池総務部長：いろいろご意見をいただきました。まずは、現状把握すること、危険という点では間違いないことですので、教育委員会あるいは道路管理者、国など関係機関と協議し、現状認識しておくことが必要かと思えます。また、警察で事故原因の公式発表もまだされていないようですので、その辺りも踏まえて、危険箇所の対策を今後進めていかなければならないと思えます。

○協議（深夜徘徊について）

小池総務部長：続きまして、教育委員会からもう一つ問題提起がございますので、説明をお願いいたします。

木下教育長：それでは、問題提起させていただきます。本年、川崎市で起きました中学生が殺害される事件、また寝屋川市で起きました中学生が明け方に連れ去られ殺害される大変ショッキングな事件がございました。

深夜に徘徊している子どもたちの存在が問題視されるようになりまして、県の条例でも深夜11時から明け方4時までは保護者の責任で子どもを管理することになっておりますけれども、実際には深夜に徘徊する子どもたちを止められない、そういう生徒が何人かいるわけです。

子どもたちはスマートフォンで連絡を取り合いますと、市内だけでなく市外の友達とも簡単につながるといことがございまして、家庭においては親の指導を聞き入れる耳があるならばこういう事件は起こらないと思えますけれども、中学生になりますと、これまで鬱積したものがあ場合には親への対抗心もあって、親の指導を素直に聞き入れることができない、全く親の言うことを聞かない、というのが現状でございます。

帰宅する時間になりますと、家庭に戻るといことはできない、心の居場所が家庭にない、という子どもも現実にはおります。そういった場合には、学校だけでは対応に限度がありますので、市指導課、児童相談所、教育事務所の生徒指導班、警察署などと連携して対応に当たっております。そうした生徒に対して、どのように指導を重ね、保護者との連携を図りながら、深夜徘徊の危険性をなくしていくかが、大きな課題でございます。

皆様方から、深夜徘徊の現状、あるいは生徒指導上の課題につきまして、ご意見いただければ、と思えます。

小池総務部長：本市においての実態として、深夜徘徊の事例というのは何件ぐらいですか。

事務局：現在把握しているのは4校で6名おりまして、深夜徘徊していますので午前中は学校にほとんど来られず午後登校してくる状態で、学校ではあまり目立たない様子です。昨年の夏頃からこうした生徒が集まるようになってきまして、現在も続いております。その間、学校では保護者から話を聴いたり、放課後個別に学習する時間を設けるなどして対応しておりますが、なかなか思うようにいかないところがあります。

学校で個別に面談を行っている中では、素直に話してくれる様子であり、いくつか問題行為をしたような例も出てきます。警察の方でも補導を何度かしておりますが、それ以上の対応は難しいという状況です。

小池総務部長：只今、説明がありましたことについて、何かご意見等ございますか。

沓澤委員：4校6名は、みんな顔見知りですか。

事務局：今、一つのグループになっております。全員で行動を同じくするとは限らず、行動するメンバーが変わることもあります。

小田島委員：子どもたちがどの程度スマートフォンを携帯しているかわかりませんが、それを通じて LINE を使用することがいろいろところで影響されているように思います。各学校においてスマートフォンの持込みを禁止するとともに、その使い方についての指導もしていると思いますが、なかなか効果的な方法がないように思います。やはり繰り返し指導して、弊害が起きないようにしていくしかないと思いますし、それは慎重に対処していく必要があると思います。

本間市長：確認ですけれども、こういったケースで徘徊をやめて家に戻った例はどのくらいあるのか。卒業するまで解消されないのか。

事務局：問題が解消した例は少ないです。保護者が意識して子どもに粘り強くかかわって解消した例もありますが、そこまでの粘り強さが発揮できない方が多いのが実態です。

本間市長：深夜徘徊の対応について経験のある先生はそう多くないはずなので、現場として対応は大変だと思うが、実際に学校ではどのような対応をしているのか。

事務局：指導に携わる先生方はその生徒とかかわりのある先生が中心となります。対応としましては、指導ばかりではなく、いろいろな話をしたり悩みを聴いたりする場面も

あります。会話の中で反省の言葉が聞かれることもありますが、結果的に夜間徘徊を繰り返してしまっているのが現状です。粗暴な振る舞いが出てくるのは、幼少期に厳しい躾を受け、それが中学生になって逆転現象につながっているようです。

本間市長：生徒の置かれた環境に原因があることも考えられるが、そういった例に対してはどのくらい対応できているのか。

事務局：今までと同じ環境では改善が難しいということで、子どもたちの中には転校した例や、フリースクール等を活用して立て直そう、といった動きもあります。中には、いろいろ指導しても難しく家でも暴れるため自立支援のための施設に入所させたいという相談もあり、児童相談所につなげた例もありますが、入所にあたっては本人の強い意志がなければ、長続きしないため入所することが難しいのが実情です。生活リズムを元に戻すためにどうすればいいか、が先生方の悩みとなっております。

本間市長：生徒自身に「生活を立て直すため、環境を変えたい。どこかに身をおきたい。」という意志を持たせることが大切なのではないか。生活を元に戻すために必要な条件や要件、ある程度長続きするための条件は何か、を考え、一つ一つクリアできるかどうか、立ち直りたいのであれば強い意志が必要であることをしっかりと伝える必要があると思う。

この先、どうやって自立していくか、は社会として考えなければいけないし、それ相応の機能する仕組みが必要だが、それでも逸脱するケースはあると思う。本人に自覚を持たせること、保護者に理解を求めること、そうしたことを検討するなり導くなりして、受け入れていく仕組みをきちんと確保することが大事だと思う。

子どもたちの状況も昔に比べてどう変わったか、一定の割合で学校生活や常識的な生活から外れるケースに対する指導というのは、昔と比べて比率が高まったと言えるのか。

木下教育長：私の経験からお話をさせていただきますと、今の子どもたちは20年前の子どもたちとは大きく異なると思います。私の勤務した学校で20～30人深夜徘徊するような子どもたちがいて、彼等は家庭に居場所がないので昼間は学校に来ており、常にグループを作って行動し、それを統率するような子どもがいましたが、今の子どもたちにはグループの中心となる人物がわかりづらく、互いにくっついたり離れたりを繰り返しているように思います。また、当時の保護者は子どもたちに対しかなり粘り強く指導していたと思いますが、当時と比べて今は家庭の教育力がやや低下しているように感じます。

本間市長：昔と今では家庭の状況や児童相談の質も違うので、かかわり方も当然違ってく

る。貧困問題や、教育放棄、養育放棄のような例も変わってきていると思うし、それは例えば生活保護等における生活指導というよりも、やはり学校や生徒としての対応が重要になってくる。居場所のないケースや家庭に問題のあるケースは、ひたちなか市にも少なからずあると思うので、誰がどのようにかかわっていくのか、また、家庭の状況や相談内容の変化に対応した取組を行っていかないと上手くいかないことも当然でてくると思う。

教育委員会で対応が難しい問題については、市長部局も巻き込むこと、警察との関係では交通事故対策も同様であるが、メッセージを発信していくこと、発信しやすいルートを開拓していく方がいいと思う。この問題も深刻かつ全国的に取り上げられているテーマでもあるので、現実的に子どもの居場所がない状況というものは教育現場に限定されない問題があるわけですから、それについてまた、こういう機会に問題提起をしていただきたいと思います。

小池総務部長：ありがとうございました。協議ということで、今回、交通安全対策と深夜徘徊について問題提起していただいたことについて、いろいろ意見をいただきましたが、時間の都合もありますので、以上で終了したいと思います。最後に、市長よりまとめをお願いしたいと思います。

本間市長：要するにここで問題なことは、こうした議論をさせていただいて、市として対応すべきものは、私から関係部課に指示はします。私を通じてここで議論されたことで、教育委員会から市長部局の関係部課に対し、いろいろ問題提起してもらったり、調査依頼なり、協力要請をすることを随時言っていただいで結構です。問題は待っていてくれないので、随時、問題提起していただきたいと思います。

総合教育会議としての私の一義的な執行機関は総務部総務課ですけど、全体的には各部各課で対応させていただくので、少しでもこのような取組みが広がればいい、と思います。今後も、ざっくばらんなところで、随時、総合教育会議を開催できれば、と思います。

小池総務部長：それでは最後に、皆様方からその他の事項で何かご意見等ございますでしょうか。

小田島委員：以前、教育長から教育の課題の一つとして、貧困の問題により教育の格差が深刻化しつつある、というお話がありました。教育委員会として、どういうところが問題なのか、について話し合っていかなければいけないと思っております。私が聞くところによりますと、貧困の問題は貧困の連鎖というものが特に深刻であり、親から子、子から孫、曾孫に至るまで、どうしてもその連鎖から抜けられない、という面が

見受けられるといいます。これは何らかの形で、これからの学校教育の中で問題が表面化してくるように思われます。解決策を見いだすことは困難かもしれませんが、ぜひ今後どこかの会議の中で話題にしていいただければ、と思います。

○閉会

小池総務部長：それでは以上を持ちまして、第1回ひたちなか市総合教育会議を閉会させていただきます。皆様、本日はありがとうございました。